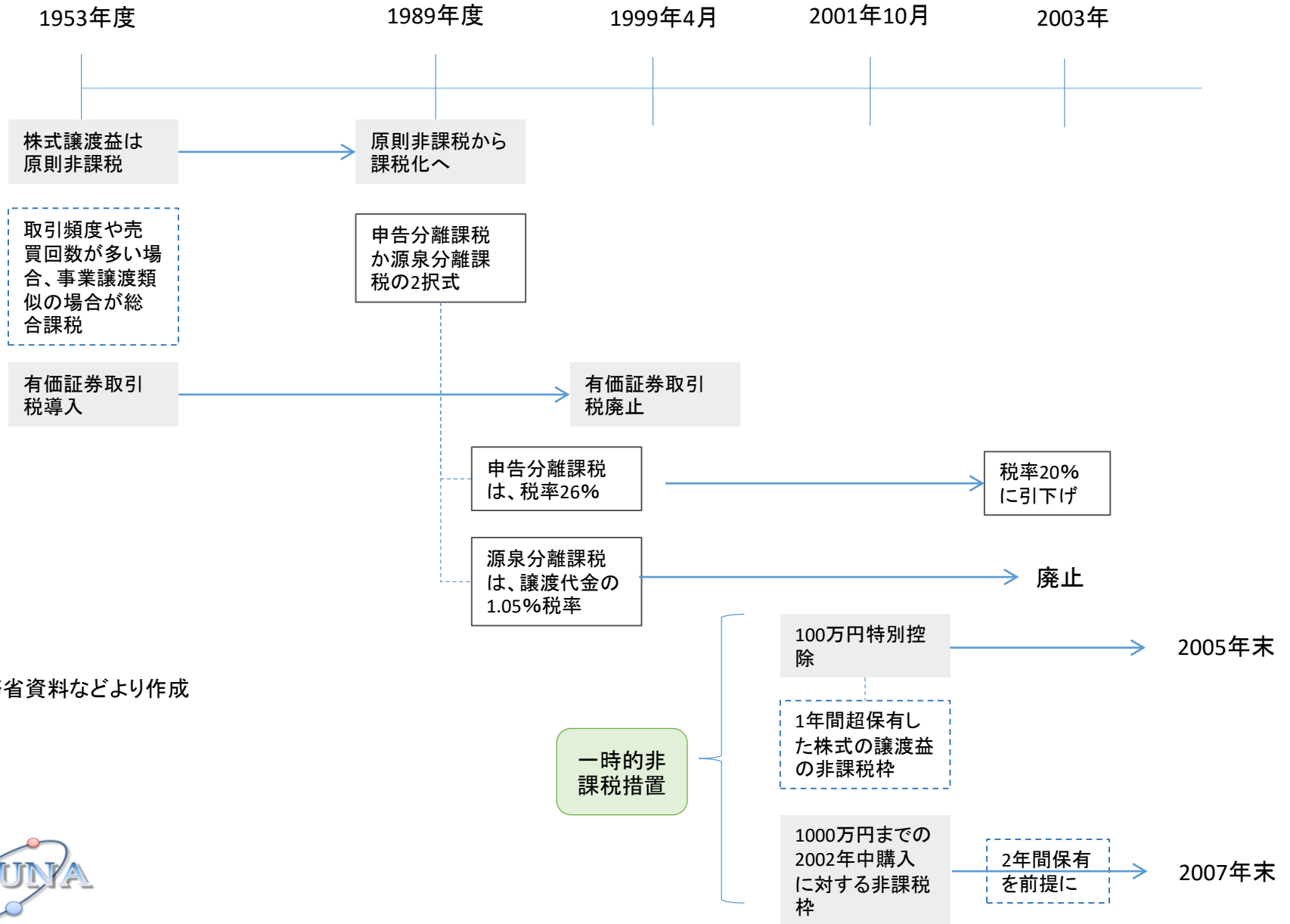


証券税制の変遷(概略-1)



※財務省資料などより作成



証券税制の変遷(概略-2)

復興特別所得税
2037年まで所得税額の
2.1% (現行は15%所得税、
5%住民税の所得税分な
ので0.315%課税)

2003年

2007年末

2008年末

2009年末

2011年末

2014年

申告分離課税

税率20%
に引下げ

軽減措置

税率10%

一時的
軽減措置

軽減措置
1年延長

特例措置として
1年延長

軽減措置
2年延長

軽減措置
2年延長

終了

金融所得一体課税への取組み

税率20%
に戻る

NISA(少額投資非課
税制度)暫定的に開始

個人の非課税投資枠
暫定導入

- ・毎年投資元本100万円まで、10年間の制度(2023年まで)
- ・5年間非課税
- ・累積投資元本最大500万円まで

※財務省資料などより作成



個人の投資に関する税制の方向性

影響する政策

